

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【公開番号】特開2018-164789(P2018-164789A)

【公開日】平成30年10月25日(2018.10.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-041

【出願番号】特願2018-145202(P2018-145202)

【国際特許分類】

A 6 1 L	15/32	(2006.01)
A 6 1 L	26/00	(2006.01)
A 6 1 L	27/34	(2006.01)
A 6 1 L	27/54	(2006.01)
A 6 1 L	31/16	(2006.01)
A 6 1 L	31/10	(2006.01)
A 6 1 L	31/14	(2006.01)
A 6 1 L	27/50	(2006.01)
A 6 1 L	15/44	(2006.01)
A 6 1 L	15/42	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 K	38/39	(2006.01)

【F I】

A 6 1 L	15/32	1 0 0
A 6 1 L	26/00	
A 6 1 L	27/34	
A 6 1 L	27/54	
A 6 1 L	31/16	
A 6 1 L	31/10	
A 6 1 L	31/14	
A 6 1 L	27/50	
A 6 1 L	15/44	1 0 0
A 6 1 L	15/42	1 0 0
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 K	38/39	

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月28日(2018.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

瘢痕皮膚組織または老化皮膚組織の外観を軽減または最小限にするためのトロポエラスチン組成物において、

該トロポエラスチン組成物は、治療上有効量のトロポエラスチン、および該組成物からのトロポエラスチンの持続放出を可能にする架橋ヒアルロン酸を含み、

該トロポエラスチン組成物は、瘢痕組織または老化組織において形成された創傷と接触させられ、該創傷は、該創傷の周りに位置する複数の表皮細胞を含み、それにより創縫を

形成し、

該トロポエラスチン組成物は、それが、創傷の再上皮化を可能にする期間にわたり創縁と持続接触するのを可能にする条件で創傷と接触させられ、

創傷の再上皮化は、瘢痕組織を最小限にする、
トロポエラスチン組成物。

【請求項2】

前記トロポエラスチン組成物が、前記トロポエラスチン組成物と前記創縁との持続接触を可能にする粘度または接着性を有するゲルの形態である、請求項1に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項3】

前記トロポエラスチン組成物が、固相の頂端表面上に提供され、かつ前記固相が、前記固相の頂端表面を前記創縁にアライメントさせることにより前記トロポエラスチン組成物と前記創縁との持続接触を可能にするように創床に配置される、請求項1に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項4】

前記固相が、ドレッシング、ステント、足場、バルкиング剤、またはプロテーゼである、請求項3に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項5】

トロポエラスチン組成物の溶液が、トロポエラスチンと前記創縁との持続接触を可能にする条件で前記創縁上に注射されることにより、前記トロポエラスチン組成物が前記創縁と接触させられる、請求項1に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項6】

前記創縁に提供されるトロポエラスチンの治療上有効量が、約0.1mg～250mg/m²である、請求項1～5のいずれか一項に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項7】

前記トロポエラスチン組成物が、約1～2週間以下の期間にわたり前記創縁と持続接触した状態で提供される、請求項1～6のいずれか一項に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項8】

前記トロポエラスチン組成物が、創床と接触させられない、請求項1～7のいずれか一項に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項9】

前記トロポエラスチン組成物が、架橋トロポエラスチンを含む、請求項1～8のいずれか一項に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項10】

瘢痕組織の外観を軽減または最小限にすることが、瘢痕組織の除去を含む、請求項1～9のいずれか一項に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項11】

前記トロポエラスチン組成物が、前記瘢痕において形成された複数の創傷と接触させられる、請求項1～10のいずれか一項に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項12】

前記複数の創傷が、瘢痕に沿った微小刺傷形成により形成される、請求項11に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項13】

前記創傷が、皮膚領域のレーザー処置により形成される、請求項1～10のいずれか一項に記載のトロポエラスチン組成物。

【請求項14】

前記皮膚領域においてレーザー処置により形成された前記創傷が垂直チャネルを形成する、請求項13に記載のトロポエラスチン組成物。